

議案第 15 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 14 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 号）第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

第 15 条第 1 項中「前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員」を「前条第 2 号の区規則で定める非常勤職員」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員が育児休業等を行うことができる要件を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。